

全養協通信

平成19年6月19日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

厚労省構想検討会「中間とりまとめ」公表(5月29日) ～里親制度拡充・ケアの小規模化・児童の権利擁護強化等を提言～

■ 「中間とりまとめ」5月29日に最終公表される

厚生労働省では、2月から「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」を設置して議論を進めてきましたが、5月18日に開催された第9回検討会で「中間とりまとめ(たたき台)」を提示し、5月29日付で公表されました。

内容の詳細は、前号(全養協通信No.181)でお伝えしましたが、今回参考資料として、「中間とりまとめ」全文を別添資料としてお送りします。

「中間とりまとめ」がホームページに掲載されています

福祉医療機構(WAMNET)ホームページ

<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/aCategoryList?OpenAgent&CT=60&MT=020&ST=150>

※ WAMNET トップページから「行政資料」→「福祉」→「児童・母子の福祉」→「今後目指すべき児童の社会的養護体制のあり方に関する構想検討会」とたどってご覧になれます。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 中間報告で社会的養護の拡充を提起(6月1日) ～「困難な状況にある子ども・家族を支える取組の強化」を提言～

■ 厚生労働省構想検討会「中間とりまとめ」の内容が反映される

政府は、内閣府に「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」を設置し、2030年以降の若年人口の大幅な減少を視野に入れ、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの効果的な対策の再構築及び実行を図るための検討をはかることとし、2月から4分科会に分かれて議論を進めてきました。また、分科会の1つである「地域・家族の再生分科会」では、子どもの社会的養護についての議論が同時に進められました。

6月1日、総理大臣官邸で開催された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、「中間報告」が公表されました。

なお今回の「中間報告」において、前述の厚生労働省構想検討会「中間とりまとめ」が反映されています。

＜中間報告の主な内容＞

- ① 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組み強化
 - ・ 里親委託、小規模グループ形態の住居・施設の検討
 - ・ 施設におけるケア単位の小規模化・地域化
 - ・ 地域ネットワークの確立
 - ・ 年長児の自立支援の取組みの拡充（進学・就職支援、退所後の支援等）
 - ・ 社会的養護を担う人材と専門性確保の仕組みづくり

- ② 子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた対策
 - ・ 施設内虐待の防止の仕組みの検討
（再発防止に有効な取組みの導入、第三者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等）

- ③ 社会的養護の拡充方策
 - ・ 都道府県等において整備目標を含めた整備計画の策定、計画的な整備

■ 「中間報告」の内容は、財源等の議論の中で具体化

今後政府は、7月に予定されている参議院選挙を経て、税制改正等の議論を見極めつつ、具体的施策の検討を進め、年末をめどに重点戦略を取りまとめる予定です。

全養協でも、次に報告する「予算要望」や、総合的な次世代育成施策の拡充の実現について、児童福祉関係種別協議会と協働しながら、子ども家庭福祉の施策充実・予算確保を進めます。

「中間報告」がホームページに掲載されています

内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/index.html>

※ 内閣府トップページから「共生社会」→「少子化対策・高齢社会対策」→「子どもと家族を応援する日本重点戦略会議」とたどってご覧になれます。

「改正児童虐待防止法」成立（5月25日・参議院） ～児童養護施設等における施設内虐待防止方策の検討が明記される～

■ 今後、施設内虐待防止に関する措置・施策が進められる

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が、4月26日に衆議院で、また5月25日には参議院において全会一致で議決され、平成20年4月1日から施行されることになりました。

本法の附則（第二条2）には、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づ

いて必要な措置を講ずるものとする。」と、必要な措置を講ずることが明記されました。

今後、「厚生労働省構想検討会中間まとめ」「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議中間報告」について、具体的な方策・措置をはかることが法的に提示されたこととなります。

■ 全養協でも、引き続き施設内虐待の防止に向けた取組みを推進

～チェックリストの推進・改訂等～

全養協では、昨年 11 月に開催された第 60 回全国児童養護施設長研究協議会（大阪府）において、「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のためのチェックリスト（第一次試案）」を提案し、この間全国の児童養護施設に自己点検を呼びかけ、5 月 11 日に開催した全養協協議員総会で速報値を公表しました。

全養協では今後、引き続きチェックリストの推進に取り組むとともに、各施設から寄せられた自己点検の結果を分析して各施設に結果を報告する予定です。

あわせて、本年 10 月に開催される第 61 回全国児童養護施設長研究協議会（北海道）に向けてチェックリストの改訂等を検討し、引き続き施設内虐待の防止に向けた取組みを推進することとしています。

各施設で取り組んだ「チェックリスト」自己点検結果を、全養協事務局にお送りください

～引き続き、6 月末日まで受け付けています～

6 月 12 日に開催した「全養協・平成 19 年度第 1 回総務部会」では、各施設からの「チェックリスト」自己点検結果を 6 月末日まで受け付けるとともに、分析を進め、各施設に結果を報告することとしました。

引き続き、全養協事務局への自己点検結果送付について、ご協力をよろしくお願いいたします。

ファミリーソーシャルワーカー配置充実等を要望

～全養協「平成 20 年度国家予算要望書」を厚生労働省に提出～

■ 6 月 8 日に厚生労働省に提出

全養協では、6 月 8 日に厚生労働省に対し「平成 20 年度児童養護関係国家予算要望書」を提出しました。

当日は、全養協執行部より厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を訪れ要望を行い、家庭福祉課からは藤井家庭福祉課長、為石課長補佐、河尻指導係長が対応されました。

■ 厚労省「中間とりまとめ」の内容をふまえ要望

今回の要望書について全養協では、総会、常任協議員会で基本的骨子の了解を得ながら、先般公表された「中間とりまとめ」の内容も検討し、項目を充実させました。

主な項目は次のとおりです。

①ファミリーソーシャルワーカーの配置充実

保護者支援、退所後のアフターケア充実とあわせて、児童福祉施設の子育てや相談援助の機能を地域に活かすことが求められています。

あわせて、「中間とりまとめ」では里親支援の充実が強調されています。里親委託率の数値目標(平成 21 年度目標)が「子ども・子育て応援プラン」で明記されていることから、平成 20 年度予算は、里親支援に関わる予算の大幅な拡充が予想されます。

そのため、里親支援とのつながりも明記しながら、ファミリーソーシャルワーカーの配置充実を要望しています。

②児童家庭支援センターの充実、地域福祉の充実

同様に、地域子育て支援や虐待防止への取り組みを推進するため、児童家庭支援センターへの職員配置、運営費充実と、ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実を要望しています。

③子どもの発達を保障する養育環境の整備

居住環境の整備、地域小規模児童養護施設の充実、ケアの小規模化、看護職員の配置充実を要望しています。

④心理的ケアの充実

心理療法担当職員、スーパーバイザー、小児精神科医の配置、充実を求めています。

⑤自立支援対策の充実

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の拡充と、地域小規模児童養護施設並みの事務費・事業費確保、実施か所の拡大、賃貸家屋で実施する際の補助を要望しています。

また、平成 19 年度から始まる「身元保証人確保対策事業」については、次年度以降のさらなる充実を要望しています。

⑥その他

一時保護委託について、一層の整備、長期保護児童への支援充実を求めています。

■ 児童福祉 5 種別協議会共通要望書

「社会全体で次世代育成対策を拡充するための要望書」もあわせて提出

今回の要望書提出にあたっては、児童福祉 5 種別協議会でまとめた共通要望書をあわせて提出しました。

これは、昨年度から全社協・児童福祉部の 5 つの児童関連種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会、）で検討を重ねていたもので、(1)子どもの育ちを保障する国の責任にもとづく法律の整備および施策拡充、(2)国の責任にもとづく費用の確保、(3)子どもの発達を支える養育の質的向上、(4)質の高い人材の確保、(5)子どもの育ちと子育てにやさしい、安心で安全な社会の環境整備、の 5 点から総合的な次世代育成施策の拡充の実現について要望を行っています。

詳しくは添付資料をご覧ください。

「身元保証人確保対策事業」7月からスタート

～申し込みにあたっては、措置委託元の自治体に確認ください～

「身元保証人確保対策事業」が7月からスタートします。

本事業は、この間全養協が予算要望をしていたもので、平成 19 年度から実施されることになったものです。実施主体は都道府県・市・福祉事務所設置町村で、本制度の具体的な運営は全国社会福祉協議会となります。

6 月末をめどに、各児童養護施設に「身元保証人確保対策事業」申込の手引きをお送りします。

なお本事業は、保証料について措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村が1/2、国が1/2を補助することとなります。そのため都道府県・市・福祉事務所設置町村の予算確保への働きかけ、制度の活用促進をお願いいたします。

また事業実施にあたっては、措置委託元の都道府県・市・福祉事務所設置町村に事前に実施開始時期等を確認してください。

「児童虐待防止推進月間」標語募集

～11月の月間で、児童虐待問題の社会的関心を高めます～

厚生労働省では平成 16 年度から、児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」として、児童虐待問題に対する社会的な関心を喚起し、集中的な広報活動を進めています。今年度も、児童虐待防止推進月間への標語を次のとおり募集しています。

■テーマ 児童虐待問題に関する国民一人ひとりの意識啓発に資するにふさわしい標語

■応募資格 特に制限なし、誰でも応募可能

■応募方法 厚生労働省の下記ホームページを参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-3.html>

■応募締切 平成 19 年 7 月 20 日（金）必着（郵送の場合、当日消印有効）

■過去の標語

平成 17 年度 「気づいたら 支えて 知らせて 見守って」

平成 18 年度 あなたの「もしや」が子どもを救う

（※公募は 17 年度から）

<今回お送りしている資料>

- (1) 全養協通信No.182(次の資料もあわせて添付しています)
 - ・「平成 20 年度 児童養護施設関係 国家予算要望書」
 - ・「社会全体で次世代育成対策を拡充するための要望書～子どもの最善の利益の実現を～」
- (2) 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめについて」
- (3) 「子どもの虐待死を悼み、いのちを讃える市民集会」開催チラシ
児童虐待防止全国ネットワーク主催（平成 19 年 12 月 16 日開催予定）

平成20年度 児童養護施設関係 国家予算要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会

児童虐待に関する児童相談所への相談は、3.4万件と増え続け、市町村への相談も4万件を超えるなど、子育てをめぐる事態は深刻化している。そのため、児童養護施設などに虐待を受けた入所児童が増え、重篤化する問題をかかえる子どもたちへの養育やケアにおいて対応が十分にできず、かつ社会的自立のための支援が行き届いていない状況にある。

児童養護施設は、虐待や複雑な問題をかかえ入所してくる子どもたちにとって安心感、安全感をもって安定した生活の場であること、そのうえで子どもたちの心の問題への対応や、人との関係性や社会への適応力、親子の関係づけのための援助機能が求められている。また、こうした厳しい問題に対応し解決していく役割を果たす人員配置の充実や基盤整備が不可欠である。

あわせてこれらの課題への取り組みとともに、児童養護施設における体罰や不適切な関わりなど、子どもへの権利侵害を否定し、すべての子どもの権利擁護をはかる児童養護施設として取り組んでいく必要がある。

児童養護施設が、次代を担う子どもの健全な発達を保障し、かつ施設機能を活かして地域における子育て支援を推進していくため、平成20年度予算編成に向けて、下記の事項を要望する。

1. 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置充実 ～保護者支援、退所後の児童の自立支援、地域の里親支援のために～

児童養護施設入所児童の約8割が親子の分離による入所であることから、子どもの養育とともに、保護者への支援に関する援助・相談等関係施策の充実を図ることが求められている。

また退所後の自立支援のため、就職・進学をはじめ、年長児の生活上の課題や悩みを相談することのできる人材が不可欠である。退所時まで児童と生活をともに歩んできた児童養護施設が、アフターケアの一環として継続的に関わり、相談をとおして、支援をはかることが必要である。

あわせて、児童養護施設の子育てや相談援助の機能を、地域の里親への相談・支援に活かし、里親制度の拡充につなげることが求められている。

これらの課題に対応するために、児童養護施設（または付設する児童家庭支援センター）への家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置充実をはかられたい。

2. 児童家庭支援センターの充実、地域福祉の充実

(1) 大幅に児童養護施設に児童家庭支援センター設置

児童養護施設は、学齢期を含め幅広い児童年齢に対応した子育てや援助の機能を有している。地域の子育て支援や虐待防止に役立てるため、児童家庭支援センターを設置し、その役割を發揮することが期待される。このため大幅に児童養護施設に児童家庭支援センター設置をすすめられたい。

(2) 児童家庭支援センターへの職員（家庭支援専門相談員／ファミリーソーシャルワーカー）の配置（再掲）

(3) 児童家庭支援センター職員配置の引き上げ、運営費の改善

現在の運営費では、児童家庭支援センターの機能を強化しつつ、専門職が 24 時間体制をはかることは厳しい状況である。児童家庭支援センター職員配置の引き上げ、運営費の改善をはかられたい。

(4) ショートステイ、トワイライトステイ事業の充実

保護者の一時的、また恒常的な養育の困難等、家庭の多様な子育てニーズに対応する補完的な機能として、ショートステイ、トワイライトステイは有効である。児童養護施設が地域における子育て支援を総合的な推進に積極的に参入できるよう、施設整備関係費・事業費の充実等基盤整備をはかられたい。

3. 子どもの発達を保障する養育環境の整備

(1) 個別的な援助を可能とする職員配置の充実

～児童指導員・保育士の増員、看護師の新規配置等、職員配置基準の抜本的改正～

増加する被虐待児童をはじめ、複雑困難な問題をかかえる入所児童への対応は個別的な援助が必要であるが、労働基準法を遵守しながら十分な処遇を行うには、現行の職員配置基準では限界である。

また、児童福祉法の改正により、児童養護施設入所児童の年齢要件緩和、及び退所児童への支援等の役割が付加されたことに伴い、継続性をもつての発達保障を実現するためには、児童指導員・保育士の増員、看護師の新規配置等の職員配置基準の抜本的改正をはかられたい。

(2) 居住環境の整備

～居室面積の一層の拡充および個室化の推進～

入所児童の自立支援、心の問題へ対応するためには、人的環境の整備とともに居住環境の整備が不可欠である。適切な生活集団規模と居住空間の確保、生活感にあふれ自己の居場所を実感できる居住環境の整備のため、居室面積の一層の拡充および個室化の推進をはかられたい。

(3) 地域小規模児童養護施設の整備・充実

～現状の認可定員内における小規模児童養護施設の実施か所数の整備・拡大～

地域のなかで、生活単位の施設の小規模化を図り、安定的な生活環境を確保することは、個別的、継続的なケアを可能とし、児童の心の安定と自立に向けた援助に有効である。子どもたちにより家庭的な生活環境のなかで援助ができるよう、現状の認可定員内における小規模児童養護施設の実施か所数と人員体制の整備・拡充をはかられたい。

(4) ケア形態の小規模化の推進・拡充

①小規模グループケアの複数実施

平成 16 年度から予算化された「小規模グループケア」は、全ての児童養護施設で取り組むこととなっているが、複数化を含む施設の主体性に配慮した、より推進できる運用をはかられたい。

②敷地外の賃貸家屋・アパート活用の際の運営費加算

小規模グループケアについて、敷地外の賃貸家屋・アパートを活用し事業を実施している場合、管理費等の運営費加算をはかられたい。

(5) 病虚弱児・障害児に対する看護職員の配置等

①看護師職員の配置

入所児童のうちには常時何らかの医療機関に受診している病・虚弱児あるいは障害児等の入所割合は高くなっている。日常の健康管理、予防対策を講じるなど、こうした児童へのケア体制を整備するため、看護師職員の配置等、必要な措置をはかられたい。

②旧虚弱児施設の専門的な処遇体制等の特性維持

旧虚弱児施設に対する継続措置が平成17年度をもって終了したが、旧虚弱児施設が有する専門的な処遇体制等については今後もその特性が活かされる措置をはかられたい。

(6) 全施設への栄養士の配置

児童の健康や自立をめざした食生活の確立とともに、アレルギーや虐待を原因とする摂食障害等児童の増加により個別の状況に見合った対応が必要となってきたり、さらに政府において「食育」の必要性が強調されている。今や児童養護施設における栄養士は単に給食・栄養業務にとどまらず「食」を中心とする子どもの全人的育成になくてはならない役割を果たしていることから、すべての施設に配置をはかられたい。

4. 心理的ケアの充実

(1) 心理療法担当職員の必置職種化・複数配置

平成 18 年度心理療法担当職員の常勤化が図られたが、単年度ごとの事業申請では心理治療の途中中止によって継続的対応ができず児童への心理的影響も考えられることから、すべての児童養護施設への必置職種として位置づけられたい。

あわせて、複数配置やより専門性を高め成果をあげるために、外部のスーパービジョンや研修を受けられる体制を構築できるよう事業費の充実をはかられたい。

(2) スーパーバイザー・小児精神科医の配置

虐待を受けた子どもの入所が常態化している現状では、日常生活を通して行う心理的ケア機能の強化が不可欠な条件である。児童養護施設における複数のセラピスト、スーパーバイザー、小児精神科医の配置など、先行的な取り組みを進める施設を含め、心理的ケア機能を強化した部門・体制の整備をはかられたい。

5. 自立支援対策の充実

(1) 「大学等進学等自立生活支度費」の充実

自立の促進を図るために大学等への進学を増やすことは、児童の将来の可能性を高めることから有効である。平成 19 年度から大学等へ進学する子どもの自立を支援するため「大学進学等自立生活支度費」が創設されたが、さらなる充実をはかられたい。

(2) 「身元保証人確保対策事業」の充実

平成 19 年度から「身元保証人確保対策事業」が創設されたが、利用実態とニーズに照らし、本事業のさらなる充実をはかられたい。

(3) 特別指導費（学習指導費）対象児童の拡大（中学1年以上）

学力の向上を図り、高校・大学等へ進学することは、入所児童の社会への適応、将来の可能性を高め自立の一層の促進につながる。早い段階から学力向上にむけたとりくみが推進できるよう、対象児童を中学1年以上に拡大されたい。

(4) 分園型自活訓練事業の拡充

地域において、より家庭的な生活環境のなか、一定期間の自立訓練をもって社会適応のための

能力を身につけることは、児童の社会的自立の促進にとって有効である。より多くの児童が参加できる、機会の均等がはかれるよう、実施か所の拡充及び事業費の充実、および定員や年齢等運用の弾力化をはかられたい。

(5) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

被虐待児の社会的自立には、相当期間の継続的ケアが必要であり、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充が必要である。

退所後の自立促進をはかるためにも、先行的な取り組みを進める施設も含め、地域小規模児童養護施設並みの事務費と事業費や、実施か所数の拡大をはかられたい。また、賃貸家屋で実施する場合の補助を行われたい。

6. その他

(1) 施設整備費の改善

①施設の増改築時における法人自己負担金の軽減

②老朽化施設の改築、耐震構造の整備、さらに大部屋の解消など児童居住環境の整備および地域の子育て支援事業等の実施にむけた整備の促進

(2) 地域小規模児童養護施設と分園型自活訓練事業の同時実施等

①両事業の実施を可能に

現在、趣旨の異なる両事業を同時に実施できない方向にあるが、条件を整え、児童の発達保障のために積極的に取り組む意欲のある施設に対し、両事業の実施を認められたい。

②地域小規模児童養護施設における暫定定員緩和措置

地域小規模児童養護施設における暫定定員の緩和措置をはかられたい。

③児童への心理的影響への配慮

すでに本事業を実施している施設において、単年度ごとの事業申請では継続が不安定であることに加え、成果は短期間ではあがらない。また事業が終了することでそこに生活する児童への心理的影響は大きい。そのため制度の改善をはかられたい。

(3) 一時保護委託のあり方の検討

平成 17 年度より被虐待児の一時保護委託加算(1日 860 円)が創設された。しかし、施設での一時保護中の児童に安心感・安全感を得られるような人的・物的・法的・経済的環境の整備及び手続きについて、なお一層の検討をされたい。

また、一時保護が長期にわたる例もあるが、その際にも措置と同様の扱い(見学旅行費等支援)をお願いしたい。

あわせて、児童養護施設が一時保護委託の受け皿としてではなく、本来の目的が果たせるよう施策の充実をはかられたい。

(4) 被虐待児受入加算の充実

施設に入所する被虐待児にきめ細かな支援を行うための心理療法担当職員等の確保の経費として加算されているが、被虐待児のかかえる問題は重篤化してきており、短時間で解消できるケースは極めて少ないことから、複数年にわたる加算ができるよう拡大をはかられたい。

以上

社会全体で次世代育成対策を拡充するための要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育協議会

全国保育士会

全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会

全国母子生活支援施設協議会

－ 子どもの最善の利益の実現を －

少子化対策や次世代育成支援がわが国の重要課題とされている一方、子育てへの不安や負担感、児童虐待相談件数が増加（3.4万人超・虐待者の6割が実母）している。このような情勢下で、「すべての子どもと子育て家庭への支援を」との意識改革をもとに、子どもの生命を守り、子どもが安心、安全で安定して育つための社会的な環境を整えるために、次世代を育む施策・制度の拡充を国の最重要政策に位置づけ、着実に遂行していかなければならない。

しかしながら、現実の子ども家庭福祉の財源は、社会保障給付費全体のわずか3.6%（3.1兆円：2004年）と、高齢者関係の70.8%（60.7兆円）とは比べるところではない。わが国の子ども家庭福祉関連費の割合は先進諸国に比べてもはるかに低い現状にある。さらに地方分権、規制改革、民間開放等の動きでは、保育所を利用する子ども（200万人：2007年）、社会的養護を必要とする子ども（1/500人の割合）や家庭に関わる施策・制度にさえ、財政縮減や経済性の優先、市場原理導入との考えが横行し、一層子ども家庭福祉の充実が必要とされているにもかかわらずこの分野の財政削減やケアの質の低下が大いに懸念される。

私たちは、子ども・家庭福祉を推進する立場から、国は「わが国の未来、次世代を担う子どもたちの育ちの保障（子どもの最善の利益の確保）の基本は、国が責任をもって行う」という明確なメッセージを打ち出す必要があると考え、総合的な次世代育成施策の拡充の実現について政府および関係機関に対し以下のとおり要望する。

1. **子どもの育ちを保障する国の責任にもとづく法律の整備および施策拡充**

子どもの育ちについては保護者とともに、国をはじめ地方公共団体、そして社会全体に責任（措置制度：子どもの権利を守る義務）と役割がある。とくに国はすべての子どもと子育て家庭を対象として総合的な次世代育成施策の拡充を図る必要がある。そのためには子どもを主体に据えて、心身の健やかな発達保障と未来を担うおとなに育てるとの認識のもとに、子ども家庭福祉の基本法の制定などの法体系と施策、制度等の整備を拡充すべきである。

- ◆ 子どもの育ちを保障するために、国が果たすべき使命と責務を明らかな次世代育成のための理念・方針をあらためて明確にし、実現のための具体的な整備目標を示されたい。
- ◆ 子どもは、その生まれ育つ地域（地方公共団体等）や環境に影響されることなく発達が保障されるように、国の整備計画と短・中期の施策・制度の充実を実現されたい。
- ◆ 子どもの育ちを、親子を基本とし、周産期から子どもの誕生、乳幼児期から成人に達するまでの期間について連続性をもった支援のための施策体系を図られたい。

2. **国の責任にもとづく費用の確保**

国はすべての子どもと子育て家庭への支援を最重要課題と位置づけ、少子化社会対策大綱を閣議決定し子ども子育て応援プランによる具体化を図りその対策をすすめてきている

こうした状況にもかかわらず、子ども家庭福祉の充実にかけている国の予算は、この20年間社会保障給付費のわずか3%台を推移している状況にある。

未来のわが国を築くおとなとなる子どもを育てるためには、家庭・子育てと仕事の両立が重要な柱である。その基盤づくりの費用は、わが国の未来への社会的な投資である。国として財源確保を図り、施策の抜本的な拡充を行うべきである。

また、子どもの育ちの保障は、人が人を育てる営みであり、財政削減を重視した市場化の導入や合理化は、一人ひとりの子どもの発達を保障し、ケアを行う人材（おとな）の削減につながるもので看過できない。むしろ、国の責務・使命として、子ども家庭に関する施策を質・量とも拡充すべきである。

- ◆ 子ども家庭福祉に必要な社会的費用を子育てニーズ、社会的養護や家庭的養護の増加・多様性を考慮し、かつ自治体間の格差が大きい現状をふまえ、国の責任で確保されたい。
- ◆ 国は、子どもが生まれ育つ地域（地方公共団体の格差）の財政状況等に影響されることなく、すべての子どもの発達が保障されるように国の措置を図られたい。
- ◆ 現在でもいわゆる3K職場とされる厳しい労働条件下にある福祉現場の状況を改善し、豊かな子どもの育ちを担う人材の確保ができる財源を国として確保されたい。

3. **子どもの発達を支える養育の質的向上**

一人ひとりの子どもの発達に応じ、愛情を注ぎ、さまざまな人との関係性を広げ、社会的な適応力と自立心をもたせるため養育の質的向上が重要な課題である。

とりわけ、被虐待などにより重篤な問題をかかえる子どもたち（児童養護施設の62.1%が被虐待児）に、治療的ケアによる回復から安定へ、社会への適応と自立支援、アフターケアといった継続的な支援を重層的に提供できるように養育の質を確保する施策を拡充すべきである。そのための児童福祉施設の機能（養護、治療、教育）強化とともに、生活の営みとしての施設の整備（小規模・個別化）とケアの質の向上を計画的に図るべきである。さらに、一人ひとりの子どもの状況や夜勤対応が不可欠な状況をふまえ、人員体制等の拡充整備を早急に図るべきである。

- ◆ 時代の変化に即した子どものケアの見直しとともに、ケアを担う職員の配置はもとより児童福祉施設の最低基準の引き上げを図られたい。
- ◆ 国は、子どもを主体として発達を保障する専門施設・機能および地域の保護者（子育て家庭）を対象として支援するセンター機能と専門職の位置づけを明確にし、さらには権利擁護システムの確立を図られたい。
- ◆ 国は、子どもと子育て家庭支援を行う専門職の養成と研修制度の確立およびケアの質の確保のための研修の義務化と普及を図られたい。

4. **質の高い人材の確保**

児童福祉施設である保育所では、多様なニーズに対応したサービス提供や家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）による機能強化が期待されている。また、軽度発達障害や被虐待などの増加に伴い、専門的なケアのための知識・援助技術をもとにした適切な対応が求められている。

とりわけ被虐待やDVなどで重篤な状況にある子どもたちの生活の場である児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設では、一人ひとりに向き合い、継続的なかかわりと信頼関係を築くなかできめ細かなケアを提供することが求められている。養育の実践には、専門的な知識やカウンセリング、ソーシャルワークの技術などを有する人材の確保が不可欠である。

しかしながら、わが国の児童家庭福祉施設の職員配置は、四半世紀の間その最低基準が

見直されておらず、欧州の子育て先進諸国の基準と比較してきわめて低い水準にある。そのため、肉体的・精神的に厳しい環境から職員の定着率は低下している。とくに生活型の施設における職員の確保の難しさ、離職の問題は、子どもたちの継続的で安定した関係性にもとづく養育を保障し難い状況にあることが危惧される。

国は、社会的な保育、養護を必要としている子どもたちの環境を改善し、知識・技術を有する人材による質の高いサービスの提供を確保する責務がある。

- ◆ 子どもや子育て家庭に専門性をもった支援サービスを提供できるよう、職員配置基準等の大幅な拡充と人材養成・研修の充実を図られたい。
- ◆ 保育士等の子ども家庭福祉関係者の研修体系の確立を図り、専門知識・技術の取得のため現任訓練の拡充、また資質の向上の場に参加できるような人的配置を確保されたい。
- ◆ 子育ての職域を魅力ある職域と位置づけとし、人材を確保できるように、職域への社会的評価の向上と労働条件の改善を図られたい。

5. **子どもの育ちと子育てにやさしい、安心して安全な社会の環境整備**

0～2歳の子どものいる家庭の8割が、在宅で子育てをしている状況を考えると、子どもの育ちや子育て支援は、生活の営みに身近な地域社会で行うことが必要である。子育てへの不安感、負担感は、子育てに専念している母親にとくに多い。生活に密着した地域社会で豊かな子育てと子育てを支えられるように、多様な保育や子育て支援拠点を歩いて利用できる地域内に整備する必要がある。

また、社会的な養護が必要な子どもや家庭の生活の営みの場である児童福祉施設は、地域のセンター機能・資源として子どものかかえる重篤な問題に対応する支援と保護者への支援の両面で機能を充実強化していく必要がある。

- ◆ 子どもと家族の多様なニーズの変化に適合し、保育が質・量とも柔軟かつ偏在することなく供給される措置を図られたい。
- ◆ 地域の子育て家庭が必要に応じた支援を受けられる子育て拠点を小学校区に、虐待、非行、家族関係不調問題などの相談・援助体制を中学校区に整備されたい。さらに、厳しいDV被害やぎりぎりの生活（母子世帯年収 224.0 万円）をしているひとり親家庭（122万世帯）等への支援拠点を地域に整備されたい。
- ◆ 子どもが24時間生活する場である児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等の生活環境の改善（小規模・個別化等）の充実と老朽化施設の改修や耐震整備が行えるような措置を図られたい。

私たちは、児童福祉法に位置づけられた児童福祉施設のうち、社会福祉法人 全国社会福祉協議会に位置づけられる5つの全国組織です。

私たちは、国連の児童権利宣言や子どもの権利条約の理念をもとに児童福祉施設を利用する子どもの人権の擁護とともに、すべての子どもと子育て家庭等を対象として豊かな生活の営みの実現、子育て文化の創造を共通の目的として次の活動に取り組んでいます。

- ★ **子どもの権利と豊かな発達を支援する取り組みの充実**
- ★ **子ども家庭福祉分野の充実を目指す世論の形成**
- ★ **子ども・家庭福祉の制度・施策・関係予算の拡充の取り組み**
- ★ **子ども・家庭福祉情報と実践活動の発信と共有化の促進**
- ★ **子ども家庭福祉分野のサービスのあり方とサービス水準の向上の調査研究と促進**
- ★ **地域での市民参加による子ども家庭福祉の充実の調査研究と促進**
- ★ **幅広い関係機関・団体との連携・協働の推進、ネットワークの形成**

◆ **全国保育協議会**

- 全国の公私立認可保育所約 21,000 か所が加入する全国組織。(職員数 416,542 人、会員以外の認可保育所を含む)
- 保育所(認可)を利用する子どもの人数は約 200 万人。利用を待っている子どもは約 2 万人。

◆ **全国保育士会**

- 全国の保育士 約 175,000 人が加入する全国組織。(保育士資格は平成 15 年に国家資格化。)
- 保育の専門性の向上を図ることを中心として研修事業等を展開。

◆ **全国児童養護施設協議会**

- 全国の児童養護施設 557 施設が加入する全国組織。(職員数 14,069 人)
- 家庭の事情や被虐待などで保護者と生活できない子どもたち約 3 万人が養育され生活。

◆ **全国乳児福祉協議会**

- 全国の乳児院 121 か所が加入する全国組織。(職員数 3,594 人)
- 家庭の事情や被虐待児、病虚弱児や障害により保護者と生活できない乳幼児約 3,100 人が養育・看護され生活。

◆ **全国母子生活支援施設協議会**

- 全国の母子生活支援施設(旧 母子寮) 281 か所が加入する全国組織。(職員数 1,941 人)
- 約 4,100 世帯、11,000 人の親子が生活。

◆ 職員数は平成 17 年社会福祉施設等調査(厚生労働省)による常勤換算従事者数